



子育てに関する

ほけん

ふくし

保健と福祉の

制度のしおり



天塩町 福祉課

## 制度やサービスに関するお問合せ先

部署名	連絡先
天塩町役場福祉課 福祉係・ふれあい係	2-1728【福祉課直通】
天塩町認定こども園おひさま (天塩町子育て支援センター)	2-1354
天塩町雄信内へき地保育所	4-3244
天塩町こがら児童クラブ	2-1532
天塩町子ども発達支援センター	2-2851

# 福祉制度について

	制度の種類	対象	内容	問合せ先
1	乳幼児医療費制度	町内に住民登録をしている 15 歳までの子ども。 ※前年分の所得が所得制限限度額を超える場合は対象外。 ※自治体により対象年齢が変わります。	保険外診療分（予防接種料や健康診断料等）以外の医療費自己負担分（入院・通院・歯科・調剤・指定訪問看護）を助成します。	福祉課 福祉係
2	児童手当	町内に住民登録をしている 15 歳までの子どもを養育している父母。 または父母にかわってその児童を養育している方。	●3 歳未満…一律 15,000 円 ●3 歳以上小学校修了前…10,000 円（第 3 子以降は 15,000 円） ●中学生…一律 10,000 円 ※所得が所得制限限度額以上の方は、特例給付として月額一律 5,000 円	福祉課 福祉係
3	ひとり親家族等医療費制度	次のアからエ全てを満たし、かつ、下記【】の条件にそれぞれ該当する子ども、またはひとり親（母または父）。 ア. 天塩町に住民登録をしていること イ. 健康保険に加入していること ウ. 生活保護世帯ではないこと エ. 生計を主として維持する方の前年の所得(時期によっては前々年)が限度額未満であること 【子】 18 歳までの子で、以下のいずれかに該当する方 1. 母親または父親に扶養もしくは監護されている 2. 両親の死亡・行方不明などの理由により、両親以外の方に扶養されている ※18 歳～20 歳未満のお子さんが進学等で扶養されている場合には、引き続き助成を受けられることがあります。 【母親または父親】 ひとり親家庭の母親または父親で、以下のいずれかに該当する方 1. 18 歳未満の子を扶養もしくは監護している 2. 18 歳以上 20 歳未満の子で進学等を理由に扶養している。	保険外診療分（予防接種料や健康診断料など）以外が対象です。子どもは医療費自己負担分（入院・通院・歯科・調剤）、母親または父親は入院のみ助成します。 ただし、生計を主として維持する方の住民税が課税されている場合は 1 割負担、非課税の場合は初診時一部負担金のみ自己負担となります。	福祉課 福祉係
4	児童扶養手当	次の条件に当てはまる 18 歳までの子どもを監護している母（父）や、父母にかわってその児童を養育している方 なお、子どもが心身に中程度以上の障害を有する場合は、20 歳未満まで手当が受けられます。 ・父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない子ども ・父(母)が死亡した子ども ・国民年金の障害等級 1 級相当で、父(母)が重度の障害にある子ども ・父(母)の生死が明らかでない子ども ・父(母)から引き続き 1 年以上遺棄されている子ども ・父(母)が引き続き 1 年以上拘禁されている子ども ・母が婚姻によらないで生まれた子ども ・父母とも不明である子ども ・父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども	対象児童が一人の場合の手当額の月額 9,980 円から 42,280 円までの 10 円単位です。 児童が 2 人の場合は、上記金額に 9,990 円の加算、3 人目以降は、さらに、5,990 円ずつ加算されます。（平成 29 年 4 月 1 日現在）	福祉課 福祉係 

制度の種類		対象	内容	問合せ先	
5	各種手帳	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、身体に永続する障害を有する方。対象となる障がい…視覚、聴覚又は平衡機能、言語機能又はそしやく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、小腸、排泄排便機能、免疫機能など	障がいの程度により 1～6 級までの手帳を交付します。手帳を持つことにより、いろいろな福祉サービスや助成を受けることができます。	福祉課 福祉係
		療育手帳	判定機関(18 歳未満は児童相談所、18 歳以上の方は心身障害者総合相談所)で知的障がいを有していると判定を受けた方。	障がいの程度には「A 判定(重度)」 「B 判定(それ以外)」の区分が設けられています。手帳の交付により、各種の援助・サービスを受けることができます。	
		精神障害者保健福祉手帳	政令によって定められる精神疾患を有する方。 ※統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病、その他の精神障がい	状態に応じて 1～3 級までの手帳を交付します。手帳の交付により、対象となる方への継続した支援・相談、医療費の助成、税金の控除、各種サービス等を利用することができます。	
6	障害年金制度	被保険者か被保険者であった方が、病気・けがで国民年金法に定める 1・2 級に該当する状態になったときに支給。 ただし、一定の保険料納付要件を満たしていることが必要。 ※20 歳前の病気・けがで障害になったときも支給される場合があります。	【1 級】780,100 円×1.25+子の加算 【2 級】780,100 円+子の加算 ※子の加算 第 1 子・第 2 子…各 224,500 円 第 3 子以降…各 74,800 円 ※子とは次の者に限る 18 歳の誕生日を迎えた後最初の 3 月 31 日を経過していない子 20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の障害者	福祉課 福祉係	
7	各種手当	特別障害者手当	20 歳以上の方で、在宅で重度の障害により日常生活に常時特別の介護を要する方 下記に該当する方は対象外 ・施設に入所している方 ・病院に 3 ヶ月を超えて入院している方 ・本人、扶養義務者に一定以上の所得がある場合	特別障害者手当は、原則として毎年 2 月、5 月、8 月、11 月に、それぞれの前月分までが支給されます。 支給月額…26,830 円	福祉課 福祉係
		特別児童扶養手当	20 歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給。 または、父母にかわって児童を養育している方。 ※受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給が停止されます	特別児童扶養手当は、原則として毎年 4 月、8 月、12 月に、それぞれの前月分までが支給されます。 支給月額…1 級 51,450 円 2 級 34,270 円	
		障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の方 ※受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません	障害児福祉手当は、原則として毎年 2 月、5 月、8 月、11 月に、それぞれの前月分までが支給されます。 支給月額…14,600 円	
		介護手当	6 ヶ月以上継続して、常時臥床状態にある方で身体障害者手帳 1 級・2 級に該当する方と同居し、無報酬で日常生活を介護している 65 歳未満の在宅生活者の方。 ただし、下記に該当する方は対象外 ・障害を支給要件とする手当等を受給している場合 ・介護者に一定以上の所得がある場合	介護手当は、9 月及び 3 月にそれぞれの前月分までが支給。 支給月額…4,500 円	

制度の種類		対象	内容	問合せ先
8	医療費の助成制度			福祉課 福祉係
	重度障害者(児)医療費助成制度	身体障害者手帳1～2級の方、内部障害3級の方、及び精神障害保健福祉手帳1級の方	自己負担分の医療費（保険外診療除く）が助成されます。ただし、精神障害者保健福祉手帳1級の方は通院のみ助成対象となります。また、住民税課税世帯に対しては1割を自己負担していただきます。	
	自立支援医療(更正医療・育成医療)	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方は更正医療の給付。 18歳未満の児童の場合は育成医療の給付。（育成医療の相談・申請の窓口は保健所になります）	日常生活の能力の回復を図るため、医学的方法によって障害の除去・改善、あるいは障害の程度を軽減させるために更生医療の給付が行われ、自己負担は原則、医療費の1割負担。負担が重くなりすぎないように所得に応じて1か月あたりの上限額が決められます。	
9	障害者扶養共済制度	障害のある方を現に扶養している保護者 ※「障害のある方」の範囲 ・知的障害 ・身体障害者1～3級 ・精神又は身体に永続的な障害のある方	障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定額の掛金を納めることで、保護者が死亡・重度障害等の状況になった場合に、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。（2口まで加入できます）	福祉課 福祉係 (手続きは北海道)

※ ★は天塩町独自のサービスです。



## ♪ 各種福祉サービスについて ♪

	サービスの種類	対象	内容	問合せ先	
1	補装具の 給付や修理	身体障害者手帳及び療育手帳 所持者で北海道心身障害者総合相 談所の判定を受けたもの (希望される補装具によっては判 定を要しない場合もあります)	障害のある方が日常生活上において必要な移動 や動作を確保するために、身体の欠損または損 なわれた身体機能を補完・代替する用具につい て、購入又は修理に要した費用から所得に応じ た自己負担額を差し引いた額を補装具費として 支給します。	福祉課 福祉係	
2	障害福祉サービス	児童発達支援	発達の良いになる児童	未就学児に、日常生活における基本動作や集団 生活に適應できるよう個別に支援します。必ず しも手帳の取得を要件としません	福祉課 福祉係
放課後等 デイサービス		発達の良いになる児童	就学児に、日常生活における基本動作や集団生 活に適應できるようグループの中で支援しま す。必ずしも手帳の取得を要件としません		
保育所等 訪問支援		発達の良いになる児童	児童が集団生活を営む場所へ指導員が訪問し、 集団生活への適應の訓練やスタッフへの指導の 助言を行います。		
居宅介護		身体・知的・精神障害及び難病に より一定の障害のある方	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅で の生活全般にわたる介護サービスを行います。		
重度訪問介護		身体・知的・精神障害及び難病に より一定の障害のある方	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅 での介護から外出時の移動支援までを総合的に 行います。		
同行援護		身体・知的・精神障害及び難病に より一定の障害のある方	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出 時に同行して移動の支援を行います。		
行動援護		身体・知的・精神障害及び難病に より一定の障害のある方	知的障害又は精神障害により、行動が困難で常 に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行 動の際に生じる危険回避のための援護などを 行います。		
療養介護		身体・知的・精神障害及び難病に より一定の障害のある方	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療 養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助な どを行います。		
生活介護		身体・知的・精神障害及び難病に より一定の障害のある方	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害 者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事 の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供 などを行います。		
短期入所		身体・知的・精神障害及び難病に より一定の障害のある方	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期 の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを 行います。		
重度障害者 等包括支援		身体・知的・精神障害及び難病に より一定の障害のある方	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要 性がとても高い人に、居宅介護などの障害福祉 サービスを包括的に提供します。		
施設入所支援		身体・知的・精神障害及び難病に より一定の障害のある方	介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練 又は就労移行支援のサービスを利用している人 に対して居住の場を提供し、夜間における日常 生活上の支援を行います。		
自立訓練 (機能・生活)		身体・知的・精神障害及び難病に より一定の障害のある方	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身 体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期 間の支援計画に基づき行います。		
就労移行支援	身体・知的・精神障害及び難病に より一定の障害のある方	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力 向上のための訓練や職場実習などを、一定期間 の支援計画に基づき行います。			

	サービスの種類	対象	内容	問合せ先
	障害福祉サービス	就労継続支援 A 型	身体・知的・精神障害及び難病により一定の障害のある方 通常の仕事所に勤めるのが難しい人に、就労の機会を提供すると共に、生産活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。 (最低賃金の適用あり)	
		就労継続支援 B 型	身体・知的・精神障害及び難病により一定の障害のある方 通常の仕事所に勤めるのが難しい人に、就労の機会を提供すると共に、生産活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。 (最低賃金の適用なし)	
		共同生活援助	身体・知的・精神障害及び難病により一定の障害のある方 日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している人に、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。	
		地域移行支援	身体・知的・精神障害及び難病により一定の障害のある方 住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域以降のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行うサービスです。	
		地域定着支援	身体・知的・精神障害及び難病により一定の障害のある方 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行うサービスです。	
3	障害者地域生活支援	障害者移動支援事業 屋外での移動に制限のある視覚障害者 身体障害者手帳 1～2 級及び肢体不自由 3 級 知的障害または精神障害	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。	福祉課 福祉係
		地域活動支援センター事業 身体・知的・精神障害及び難病により一定の障害のある方	障害のある方に対し創作的活動・余暇活動を通じて、地域で自立した日常生活を行うことができるよう支援を行います。	
		日常生活用具給付事業 給付を希望される日常生活用具によって手帳の種類及び等級が要件となりますのでお問い合わせください。	障害のある方の日常生活がより円滑に行われるように、障害の内容に応じて日常生活用具を所得に応じた自己負担額を差し引いた額を支給します。用具の具体的内容はお問い合わせください。	
4	天塩町夕映いきいき入浴券交付制度(★)	身体障害者手帳 1～2 級 療育手帳 A 判定 精神障害者保険福祉手帳 1 級	快適な地域生活が行えるよう、天塩町民保養センター夕映にて利用できる入浴券を年間 18 枚交付します。	福祉課 福祉係
5	天塩町障害者ハイヤー交付制度(★)	身体障害者手帳 肢体不自由 1～4 級 その他障害 1～2 級	日常生活の活動範囲を拓ける事ができるよう、天塩ハイヤーにて利用できるハイヤー券を年間 30 枚交付します。	福祉課 福祉係

※ ★は天塩町独自のサービスです。



## 🌸 子育て支援のサービスについて 🌸

サービスの種類		対象	内容	問合せ先
1	未来を築く子育て応援事業 (★)	<p><b>出産準備金の交付</b></p> <p>下記の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の交付を受けた方</li> <li>・母子手帳交付前に6ヶ月以上、天塩町に住民登録しており、かつ居住実態がある方</li> </ul> <p>※町税等を滞納している方、生活保護の受給者は対象外</p>	<p>妊娠及び出産・育児にかかる経済的負担の軽減を図り、少子高齢化の防止と若年層の定住促進を目的に、出産準備金を支給します。</p> <p>支給額…10万円</p>	福祉課 福祉係
		<p><b>出産祝金の交付</b></p> <p>下記の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天塩町に新生児の住民登録をした父又は母</li> <li>・新生児の両親（両親のうち父又は母が欠ける場合は、父又は母）が、新生児の住民登録前に1年以上、天塩町に住民登録しており、かつ居住実態がある方</li> <li>・新生児の両親（両親のうち父又は母が欠ける場合は、父又は母）が、新生児の住民登録後に1年以上、天塩町に住民登録しており、かつ居住実態がある方</li> </ul> <p>※町税等を滞納している方、生活保護の受給者は対象から除かれます</p>	<p>妊娠及び出産・育児にかかる経済的負担の軽減を図り、少子高齢化の防止と若年層の定住促進を目的に、出産祝金を支給します。</p> <p>支給額…第1子 30万円 第2子 50万円 第3子以降 100万円</p> 	福祉課 福祉係
2	紙おむつ等ごみ指定袋支給事業 (★)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天塩町に住民登録をしており、紙おむつを使用している3歳未満の子</li> <li>・障害者手帳（精神・身体等）又は療育手帳を所持し、在宅で生活している方</li> <li>・要介護1～5の認定を受けており、在宅で生活している方</li> </ul> <p>※町税等を滞納している方、生活保護の受給者は対象外</p>	<p>紙おむつ等ごみ指定袋（20リットル規格）年間最大60枚</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請のあった月から、月数に5枚を乗じた枚数を支給します。</li> <li>・年度途中で3歳に到達する方には、誕生日までの月数分を支給します。</li> </ul>	福祉課 ふれあい係
3	不妊治療費等助成事業 (一般不妊治療、 特定不妊治療、 男性不妊治療、 不育治療) (★)	<p>下記の全てに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>2. 夫婦ともに1年以上、天塩町に住民登録をしており、かつ居住している方</li> <li>3. 夫婦の前年の所得の合計が730万円未満の方</li> <li>4. 夫婦ともに医療保険に加入している方</li> <li>5. 町税等の滞納がない方</li> <li>6. 他の市町村から同一治療において、同様の助成を受けていない方</li> <li>7. 特定不妊治療・男性不妊治療、不育治療においては、北海道が実施する助成の決定を受けた方</li> </ol> <p>※夫婦の前年の所得の合計額とは、総収入金額から税法上の必要経費を引いた額（控除後の額）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般不妊治療…医療保険が適用される不妊検査、手術療法等。1年度あたり10万円を限度に、自己負担の7割を助成します。</li> <li>●特定不妊治療…1回の治療につき、かかった費用から北海道の助成金を差し引いた額に対して、20万円を限度に助成します。</li> <li>●男性不妊治療…1回の治療につき、かかった費用から北海道の助成金を差し引いた額に対して、10万円を限度に助成します。</li> <li>●不育治療…1回の妊娠につき、かかった費用から北海道の助成金を差し引いた額に対し、10万円を限度に自己負担の7割を助成します。</li> </ul>	福祉課 ふれあい係
4	健やか応援団 (★)	町内で子育てをしているご家庭	<p>保護者の方の用事や外出の間、お子さんの面倒を見ます。また、用事があってこども園等の送迎が出来ない時にも、代わりに送迎します。</p> <p>内容・時間により、料金が変わります。</p>	福祉課 福祉係
	託児の日	就学前のお子さん	<p>毎月第3金曜日の10時から、ふれあいセンターでお預かりしています。事前にご予約ください。</p>	
5	子育てマップの配布 (★)	町内で子育てをしているご家庭	町内の子育てサービスや集まりの場、お店、近隣の医療機関などの情報が載っています。	福祉課 ふれあい係

	サービスの種類	対象	内容	問合せ先
6	あいあいクラブ (★)	就学前のこども園等に通っていない お子さんと保護者	親子交流の場として、遊びの場を提供して います。 天塩地区…火・水・木曜日 雄信内地区…月曜日 時間 10時～12時 ※パンフレットもありますので、必要な 方はご連絡ください。	子育て 支援 センター (認定 こども園内)
	あいあいクラブ プチ相談日	妊婦さん、2歳までのお子さん とその保護者	毎月1回、保健師・栄養士が出向い て、遊びや離乳食等の講話を行います。	
7	天塩町認定子ども園 一時預かり事業	就学前のこども園等に通っていない お子さん	家庭の事情(病気、看病、冠婚葬祭等) により保育が困難な場合、一時的にお子 さんを保育します。 時間 月～金 8:00～16:00 (上記時間内でご相談に応じます) 利用料 1H 半日 1日 3歳未満 150円 600円 1,200円 3歳以上 140円 560円 1,120円	天塩町 認定 子ども園
8	こがら児童クラブ (★)	共働き家庭やひとり親家庭など、保護者が 日中保育することが困難な家庭の児童(小 学校1年生から6年生まで)	指導員の保育のもと、遊びと生活の場を 提供しています。 費用… ・おやつ代 1,000円/月(長期休暇に あたる7月、12月は2,000円/月) ・スポーツ安全保険料 800円(年額) ※長期休暇のみのご利用も可能です。	福祉課 福祉係 または、 こがら児 童クラブ
9	食育推進事業 (★)	町内の親子	子どもたちが健全な食生活を実践し、健 康で豊かな人間性を育むために、食育教 室や地域の団体との協働による食体験交 流会等を開催しています。 主にサークルや子育て支援センター、こ がら児童クラブで行っています。	福祉課 ふれあい係

※ ★は天塩町独自のサービスです。



## ★ 母子保健サービスについて ★

	サービスの種類	対象	内容	問合せ先	
1	母子健康手帳の交付	産婦人科で妊娠の診断を受けた方	妊娠中の経過や出産・産後の状態、お子さんの健診結果や予防接種等を記録する母子手帳を交付します。産婦人科を受診し、妊娠の診断を受け、出産予定日や妊娠週数等が分かったら役場ふれあい係までお越しください。 保健師が対応しますので、お越しになる際には事前にご連絡いただけるようお願いいたします。	福祉課 ふれあい係	
2	妊婦健康診査費用の助成	天塩町在住の母子手帳交付を受けている方	妊婦さんとお腹の赤ちゃんの健康管理のため、妊婦健康診査の費用を一部公費負担しています。 妊婦一般健康診査：14回 超音波検査：6回	福祉課 ふれあい係	
3	家庭訪問事業	妊婦訪問(★)	妊娠5～6ヶ月頃の妊婦	保健師と管理栄養士が訪問し、妊娠期の生活と出産・育児に向けて必要な情報をお伝えします。	福祉課 ふれあい係
		赤ちゃん訪問(新生児訪問)	生後1ヶ月くらいまでの赤ちゃんと母親	出産後に、お子さんの発育状況やお母さんの心身状況を把握するとともに、予防接種や健診、町のサービスについて説明します。里帰り中の方は、時期を遅らせて訪問しています。	
		産婦訪問			
		その他の家庭訪問(乳幼児・児童・思春期等)(★)	支援を必要とする方、希望される方	お子さんの発育・発達、育児、就学、進学、生活習慣、健康等に関する支援のため必要に合わせて訪問しています。	
4	乳幼児健診	-	お子さんの健やかな発達の確認と、子育てや子どもの生活習慣等について、日々の不安や疑問を解消する場として実施しています。	福祉課 ふれあい係	
	4・7・10・13ヶ月健診	4～13ヶ月のお子さん ※4ヶ月のみ個別案内	身体計測、小児科医診察、保健師・栄養士の間診と相談を行います。		
	1歳6ヶ月健診	1歳7ヶ月～1歳8ヶ月のお子さん ※個別案内	身体計測、尿検査、小児科医診察、歯科健診、保健師・栄養士の間診と相談を行います。		
	3歳児健診	3歳1ヶ月～3歳2ヶ月のお子さん ※個別案内	身体計測、尿検査、視力検査、小児科医診察、歯科健診、保健師・栄養士の間診と相談を行います。		
	5歳児健診(★)	5歳1ヶ月～5歳2ヶ月のお子さん ※個別案内	身体計測、尿検査、視力検査、小児科医診察、ことばの相談、保健師・栄養士の間診と相談を行います。		
5	先天性股関節脱臼検診	3～4ヶ月のお子さん ※個別案内	先天性股関節脱臼検診の早期発見、早期治療を目的とし、天塩町立病院で検査を行っています。	福祉課 ふれあい係	
6	予防接種	定期予防接種	予防接種によって対象年齢が異なります。スケジュール等が不明な場合はお気軽にご相談ください。 	予防接種法に基づく予防接種です。天塩町立病院で接種する場合は無料で受けられますが、町外の医療機関で接種する場合や対象年齢を過ぎて接種する場合は全額自己負担となります。(一部、例外がありますので、事前にご相談ください) 種類～ヒブ・肺炎球菌・4種混合・B型肝炎・BCG・2種混合・麻疹風疹・水痘・日本脳炎・子宮頸がん	福祉課 ふれあい係
		任意予防接種(★)	予防接種によって対象年齢が異なります	法律による義務化はされておらず、保護者の判断で受ける予防接種です。原則有料ですが、天塩町では年齢に応じて助成しているものもあります。全額助成～ロタウイルス、おたふくかぜ、インフルエンザ 助成なし～B型肝炎	
7	フッ素塗布費用助成(★)	生後10ヶ月～就学前のお子さん ※個別送付	フッ素は歯に塗布することで歯質を強化し、虫歯になりにくくするものです。年に2回分の助成券(500円)を交付しており、町内の歯科医院で使用できます。	福祉課 ふれあい係	

※ ★は天塩町独自のサービスです。